

北京 JAC 第 11 回全国シンポジウム宣言

北京 JAC は、1995 年、北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」実現のために、そのフォローアップとロビイングを目的に発足しました。その後の 2000 年「成果文書」や、その他、女性の人権確立のために国際的に合意された事項等を、政府の政策に反映させるために活動を続け、今年で設立 11 年目に入ります。

1995 年以降、国際的動向及び女性たちの運動により、「男女共同参画社会基本法」や「配偶者等への暴力防止及び被害者の保護に関する法律」、300 以上の自治体における男女平等条例の制定、介護保険の導入など、日本の男女平等は、ある程度の成果を上げることができました。とはいえ、日本女性の社会参加状況は、GEM（ジェンダーエンパワーメント測定）では、2005 年が 43 位です。

また、憲法や教育基本法改悪の動きとあいまって、男女平等に向かう歩みは、この数年来、バックラッシュに直面しています。アメリカを中心に世界的なうねりとなっている女性のリプロダクティブ・ライツを否定する動きは、日本でも活発化しています。

2005 年 12 月に閣議決定された「男女共同参画基本計画（第 2 次）」からリプロダクティブ・ライツは全面的に削除されました。学校などにおける性教育に対する政治的圧力は、強まっています。出生率が 1.25 に下がったことで、「少子化社会基本法」による政策で、女性に産む事を促す動きが進み、産まない・産めない女性に対する差別は徐々に広がっています。

これまで日本は、不十分とはいえ雇用と社会保障を基本とした「福祉国家」型の政策であったために、格差の少ない社会と見なされてきました。しかし、グローバリゼーションの進展とともに、競争原理に根差した新保守主義的な構造改革政策が強まったために、格差が急激に広がりました。特に非正規雇用や低所得層における女性の増加、障害者や母子家庭、高齢者などに対する福祉の切捨ては、格差社会を加速させ、女性やマイノリティに大きな影響を与えています。今回のシンポジウムでは、こうした格差社会が女性に与える影響とその対策について協議しました。分科会では、憲法改悪を標榜している新政権下でのアジアの平和の構築、女性のリプロダクティブ・ライツや女性の人権に基づいた家族の再確認、メディア、女性に対する暴力、家庭科教育、女性と政治、非正規雇用、少子化、多文化共生などについて話し合いました。

また、日本の女性政策も女性運動も、これまで複合差別を受けてきたマイノリティ女性の人権についての視点が欠如していることに気づき、北京 JAC では、一昨年の第 9 回全国シンポジウムからマイノリティ女性との連携をはじめ、今回は被差別部落、在日コリアン、そしてアイヌの女性たちの参加を得て、反差別に向けての一步を踏み出しました。

最後に、北京 JAC 第 11 回全国シンポジウムを終了するにあたり、私たちは、今後さらに進められる日本の軍事化、格差社会の広がりに対して、女性たちの幅広い連帯と行動を強め、平和と希望にみちた日本、アジア、そして世界を構築するために力強く進むことをここに宣言いたします。